

6 周産期医療¹⁰

見直しの視点

視点2 現行計画策定後の変化による見直し（取組の進展・感染症対策）

見直しの背景

（周産期医療の体制構築に係る指針の一部改訂）

- NICU¹¹の整備については、質の高い新生児医療を効率的に提供するため、各都道府県において検討を開始するよう、国の周産期医療の体制構築に係る指針が改正されています。

（新型コロナウイルス感染症への対応）

- 新型コロナウイルス感染症に罹患した妊産婦等を受け入れる医療機関が困難な状況であったことから、妊産婦等の入院や分娩等に適切に対応できるよう、重点的に受け入れる医療機関を確保してきました。

（災害時小児周産期医療体制の構築）

- 都は、小児周産期に係る医療救護活動に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら搬送調整、人的支援等の医療ニーズの調整等を行う災害時小児周産期リエゾンを新たに指定しました。

¹⁰ 周産期医療：妊娠期から産褥期までの母体・胎児に対する主として産科的医療と、病的新生児に対する医療を合わせた医療をいう。産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

なお、統計上、「周産期」とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間を指すが、周産期医療の対象はこの期間に限らない。

¹¹ NICU：(Neonatal Intensive Care Unit: 新生児集中治療管理室)：新生児の治療に必要な保育器、人工呼吸器等を備え、24時間体制で集中治療が必要な新生児の治療を行う場

課題と取組の方向性

<課題 1-1> リスクに応じた妊産婦・新生児への対応

(新規)

- 新生児に対する医療提供体制については、リスクに応じた機能分化と連携を進める必要があります。

(新規)

- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続する中、引き続き、妊産婦等を受け入れる医療機関を確保するとともに、今後、新興・再興感染症が発生した場合にも、感染症に罹患した妊産婦等を迅速・確実に受け入れる体制を確保することが必要です。

(取組 1-1) リスクに応じた妊産婦・新生児へのケアの強化 [基本目標 I、II] **《ハイリスク妊産婦・新生児への対応》**

(新規)

- 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、その他の施設のそれぞれの施設の役割、体制、実績等を踏まえつつ、より安全で質の高い新生児医療提供体制の構築に向けて検討します。

(新規)

- 今般の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新興・再興感染症が発生した際に妊産婦等を迅速・確実に受け入れる周産期医療体制を検討します。

<課題 1-3> 災害時における周産期医療体制の推進

(見直し)

- 首都直下地震などの大規模災害に備え、災害時においても機能する周産期医療体制を平時から構築するよう、災害時を見据えた周産期医療体制の整備を推進するとともに、より効果的な活動ができるよう災害医療関係者との連携を強化することが必要です。

(取組 1-3) 災害時における周産期医療体制の整備 [基本目標 II]

(見直し)

- 災害時小児周産期リエゾンが災害時において適切に活動ができるよう、平時においても都及び区市町村の合同総合防災訓練、二次保健医療圏ごとの災害医療凶上訓練や地域災害医療連携会議等に参画し、周産期医療の専門的見地から必要な助言を行うなど、災害医療関係者の連携強化を図っていきます。